



# 島根県報

令和6年4月12日（金）

号外第44号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始(2件)	(       "       )	3

# 告 示

## 島根県告示第279号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町根波別所1911番5地先から同地先まで	前	メートル 15.99～ 26.98	メートル 41.00	雲南県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	メートル 15.99～ 38.63	メートル 41.00		

## 島根県告示第280号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町室谷593番5地先から同582番2地先まで	メートル 157.00	令和6年 4月12日	浜田県土整備 事務所	

## 島根県告示第281号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	吉田頓原線	雲南市吉田町吉田3410番1地先から同地先まで	メートル 11.75	令和6年 4月12日	雲南県土整備 事務所	
〃	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町坂本734番1地先から同732番1地先まで	19.80	令和6年 4月12日		
〃	〃	雲南市三刀屋町坂本702番1地先から同709番地先まで	23.36	令和6年 4月12日		
〃	〃	雲南市三刀屋町根波別所1911番5地先から同地先まで	41.00	令和6年 4月12日		